

岩手県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、令和5年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和5年4月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
及川正信政治経済研究所	合原 節雄	沼井 克夫	二戸市石切所字穴切6番地2
明日をつくる会	菅野 博典	新田 久治	奥州市江刺玉里字高間ヶ岡265番地 菅野博典宅
菅野ひろのり後援会	門脇 秀朗	新田 久治	奥州市江刺玉里字高間ヶ岡265番地 菅野博典宅
佐々木賢一後援会	佐々木 賢一	佐々木 一夫	紫波郡紫波町中島字桜田61番地6 佐々木賢一宅
佐藤邦夫後援会	佐藤 邦夫	廣野 雅喜	奥州市江刺愛宕字西丸122番地
改革たかた	伊東 紘一	村上 みき子	陸前高田市竹駒町字滝の里1番地
井上仁後援会	井上 仁	井上 佐一	滝沢市湯舟沢493番地
高橋拓生後援会	高橋 拓生	佐藤 敏雄	西磐井郡平泉町長島字境田19番地